

会員の会費滞納の場合の取り扱いについて

2018年5月25日 社会政策学会本部

会費が年度内に納入されなかった場合、その取り扱いは下記による。

- (1) 会費が当該の年度内に納入されなかったとき、新年度以降、事務センターは当該会員を「会費滞納会員」として扱う。
- (2) 「会費滞納会員」へは、会費請求書を年度あたり2回送付するのみとし、その他の送付物や会員一斉メールのすべての提供をおこなわないものとする。「会費滞納会員」への会費請求書には、会費滞納のため学会からのすべての送付・提供を停止している旨を記述することとする。
- (3) 「会費滞納会員」から会費の全額が納入されたとき、事務センターは「会費滞納会員」の扱いを止め、すべての送付・提供を再開する。ただし、「会費滞納会員」であった期間の送付物については、学会誌のみを送付し、それ以外の送付・提供をしない。
- (4) 会費滞納が3年度分に近づく年度末に、事務センターは学会本部に「会費滞納会員」を、年度末で会員資格を喪失する予定者として報告する。
- (5) 幹事会は、(4)で報告を受けた「会費滞納会員」について、その会員資格喪失をすみやかに決議する。
- (6) 「会費滞納会員」として会員資格を喪失した元会員が会員資格の復活を希望するとき、会則第6条に定める手続きにしたがって幹事会の承認を得た上、会員資格喪失の手続きがとられた際の未納会費の全額を納入するものとする。

注：下線部が、新規の取り扱いである。これまでは、上記でいう「会費滞納会員」にたいして、学会誌と会員名簿は送付しなかったが、それら以外のニューズレター・大会プログラムなどすべてを会員資格喪失するまで送付してきた。それら送付もまた、これからは停止し、会費請求書のみの送付で会費滞納を目立たせ、会費納入をうながす。また、なるべく経費を節減する。なお「会費滞納会員」であっても、実際は学会ウェブサイトニューズレター・大会プログラムなどをみることができる。